

適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成22年4月1日

会社名 アンリツ株式会社
(コード番号 6754 東証第一部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. ディスクロージャーポリシー

当社は、「すべてのステークホルダーに対して、正しい情報を、その内容や開示環境の良し悪しに関わらず、関連法規に従い、誠意ある対応をもって公正かつ積極的に開示します。」とのディスクロージャーポリシーのもと、

1. 正しい情報を、①明確でわかりやすく発信する。
②積極的に適時かつすみやかに発信する。
③広く平等に伝わるように発信する。

2. 情報管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努める。

を行動指針として掲げ、社会、株主、投資家等に対し企業情報を公平かつ適時・適切に開示するよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は、ディスクロージャーポリシーを実現するため、社内規程（「企業情報開示規程」及び「内部者取引防止規程」）を定めており、この規程に従って企業情報を取り扱うことにより、企業の透明性、信頼性の向上をはかっています。

(1) 情報の集約・管理

当社は、企業情報が発生した場合は、その所管部門の長がこれを確認し、その内容を**情報取扱責任者**に連絡します。情報取扱責任者は、財務総括担当執行役員がその任にあたり、企業情報の管理及び開示に関する事項を統括します。

(2) 情報の重要性の判断

情報取扱責任者に集約された企業情報は、情報取扱責任者が委員長を務める**情報開示委員会**において、その情報の評価及び開示するかどうかの決定が行われ、また、開示を決定した情報の開示内容・開示時期・表現方法等について協議されます。

(3) 外部公表

重要事実については、**経営戦略会議**、**取締役会**の決議後遅滞なく、**情報開示担当者**（原則として社長、担当執行役員ならびにコーポレートコミュニケーション部、法務部、経理部の長）が、情報取扱責任者と連携して証券取引所への届出、報道機関への開示手続等を行います。

(4) モニタリング体制

常勤監査役は、取締役会や経営戦略会議等への出席、情報開示委員会の議事録など重要書類等の閲覧、重要事項の速やかな報告、情報開示に関する監査の実施等により、当社の適時開示体制が適正に機能しているか監査を実施しております。

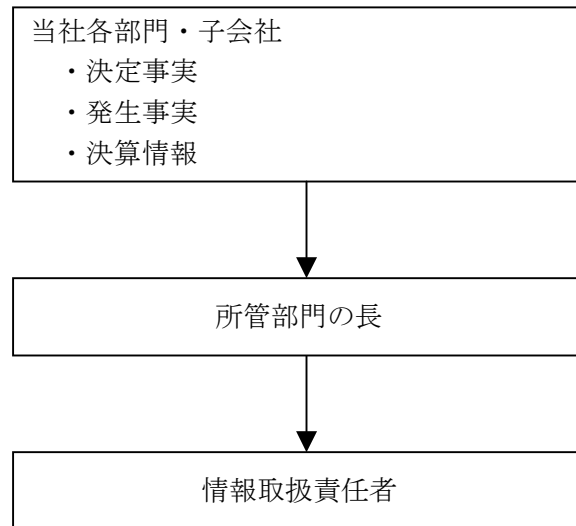
このほか、内部統制委員会を中心として、内部統制の整備、運用、改善を進めるとともに、独立した内部監査部門であるグローバルオーディット室が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しています。

(5) 教育研修等

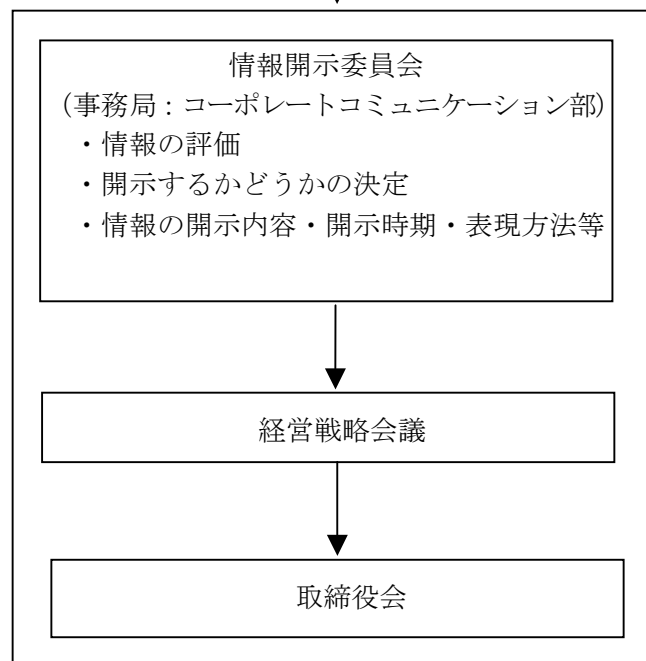
当社は、アンリツグループ全体としての公平かつ適時・適切な情報開示を担保し、内部者取引を未然に防止するため、社員教育・研修等の場で法令や社内規程等の内容を周知徹底させるとともに、子会社に対し、情報の管理体制や開示手続きを整備するよう指導しております。

(参考：概略図)

(1) 情報の集約・管理



(2) 情報の重要性の判断



(3) 外部公表

